

三重県新地震・津波対策行動計画（案）に対する
パブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成25年12月25日（水）～平成26年1月23日（木）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、三重県防災対策部、三重の情報公開）への掲載
- (3) 市町及び防災関係機関あての文書照会
- (4) 防災企画・地域支援課及び三重県情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	1	3	4

(2) 項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
全体的な意見	1
第1章 計画策定の背景～これまでの取組と今後の方向性～	0
第2章 計画策定の背景～地震被害想定～	0
第3章 計画の基本的な考え方	0
第4章 計画の基本事項	0
第5章 行動計画	2
第6章 「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ	1
第7章 減災効果	0
その他	0
合 計	4

4 意見に対する対応

(1) 対応状況

項目	意見数
文章の修正、記述の追加等により、計画案に反映するもの	0
既に計画案に反映しているもの	1
今後の施策や事業の実施において検討・対応するもの	2
何らかの理由で、計画案に反映することが難しいもの	0
その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	1
合計	4

(2) 意見とその対応

(全体的な意見)

	意見概要	対応
1	<p>災害対策基本法の改正により、指定避難所の指定、津波避難施設の整備等、同じ問題を市町毎で検討している。県内である程度同じ考え方をもって対応していくことができるよう、市町と共同で考え方をまとめる等、補助金の制度、データ提供だけでなく、「考え方」についてもリーダーシップをとっていくことを追加していただきたい。市町単位で検討しているため、隣の町へ行けば基準、考え方が異なってしまう。</p>	<p>地震・津波対策は、地勢の違いや地域の実情など、それぞれに異なる事情を考慮に入れて、具体的な対策に取り組んでいくことが必要であり、このことについては、第6章の選択・集中テーマ「避難をあきらめないための対策を進める」の項においても述べたところです。</p> <p>しかしながら、ご意見の内容は、今後の市町に対する支援を効果的に進めていく上で必要な要素であることから、今後、本計画に盛り込んだ行動項目「避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援」等の取組を進めていく中で、各市町の実情を十分に把握するとともに、「三重県市町等防災対策会議」等を通じて、必要な情報の共有などを図っていきたいと考えています。</p>

(第5章 行動項目)

	意見概要	対応
2	<p>昨秋私の考案した「津波の消波装置」が特許査定されました。</p> <p>本装置は、海面と海中に設置した2枚のシートにより、破壊力を伴う津波先頭の高波部分に対して、強力なダメージを与え、その力を低減させ、被害の減少を意図するものです。</p> <p>今後、かなりの規模での実証実験が要求される企画です。大量のシートとロープが必要なため、繊維産業界が進出されることを期待します。</p>	<p>ご提案のありました意見につきましては、今後の事務の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>地域の安全・安心に役立つ情報を提供するため、避難情報・開設避難所情報など、災害時に、公共情報 commons から提供される防災情報を充実させる取組が重要です。</p> <p>三重県での情報提供体制を強化するにあたり、利用可能な多様な手段の一つとして、公共情報 commons 運用に向けた取組の推進を求めます。</p>	<p>公共情報 commons とは、ICT を活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安全・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどのさまざまなメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するものです。</p> <p>この対応につきましては、現在、準備を進めているところであり、第5章の施策「災害時の情報収集・伝達体制の強化」においても、「多様な手段を用いて、県民の皆さんに災害情報を伝えていくための取組を進める」旨、明記しているところです。</p> <p>いただいたご意見をふまえ、早期の本運用に向けて、引き続き、取組を進めていきます。</p>

(第6章 「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ)

	意見概要	対応
4	<p>「防災」を特別なものとしてではなく、当たり前のもので捉えていくには、学校等における児童生徒への教育が重要であり、その教育を受けたことによって、時を経ても代々、防災に対する考え方等が受け継がれていくものとする。</p> <p>この計画には、そのことが詳細に記載されており、教育の現場に計画を反映させやすくなっていると感じた。</p>	<p>児童生徒への防災教育については、第5章の施策の一つとして、「防災教育の推進」を位置づけたほか、第6章においても、「防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる」ことを、選択・集中テーマに掲げることにより、注力して取り組んでいくこととしています。</p> <p>引き続き、市町や地域等と連携して、防災教育の取組を強力に進めていきます。</p>